

丸亀市監査委員公表第8号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年1月24日

|         |      |
|---------|------|
| 丸亀市監査委員 | 大岡正典 |
| 丸亀市監査委員 | 高橋等  |

平成 18 年度定期監査報告書 ( 第 1 回 )

第 1 監査の対象及び期間

| 対 象            |  | 監 査 期 間  |
|----------------|--|--|
| 部 課 等 名        | 内 容  |  |
| 小学校<br>(教育委員会) | 城乾、城坤、城北、城西<br>城南、城東、城辰、郡家<br>飯野、垂水、富熊、栗熊<br>岡田、飯山南、飯山北<br>本島、広島、小手島<br>( 18 小学校 ) | 平成 18 年 6 月 30 日<br>現在の資料による<br><br>平成 18 年 7 月 25 日から<br>平成 18 年 8 月 29 日まで   |
| 生活環境部          | 生活課、市民課  | 平成 18 年 7 月 31 日<br>現在の資料による<br><br>平成 18 年 9 月 5 日から<br>平成 18 年 9 月 27 日まで    |
|                | 環境課、保険年金課  | 平成 18 年 7 月 31 日<br>現在の資料による<br><br>平成 18 年 9 月 5 日から<br>平成 18 年 9 月 29 日まで    |
|                | クリーン課、人権課  | 平成 18 年 7 月 31 日<br>現在の資料による<br><br>平成 18 年 9 月 5 日から<br>平成 18 年 10 月 3 日まで    |
| 競艇事業部          | 事業課  | 平成 18 年 8 月 31 日<br>現在の資料による<br><br>平成 18 年 9 月 26 日から<br>平成 18 年 10 月 16 日まで  |
| 産業部            | 農林水産課、土地改良課<br>商工観光課   | 平成 18 年 8 月 31 日<br>現在の資料による<br><br>平成 18 年 9 月 26 日から<br>平成 18 年 10 月 20 日まで  |
| 会計課            |  | 平成 18 年 8 月 31 日<br>現在の資料による<br><br>平成 18 年 10 月 13 日から<br>平成 18 年 10 月 27 日まで |
| 都市整備部          | 河川公園課、建設課  | 平成 18 年 8 月 31 日<br>現在の資料による<br><br>平成 18 年 10 月 10 日から<br>平成 18 年 10 月 31 日まで |
|                | 住宅課、都市計画課  | 平成 18 年 8 月 31 日<br>現在の資料による<br><br>平成 18 年 10 月 10 日から<br>平成 18 年 11 月 7 日まで  |
| 上下水道部          | 経営課、営業課、工務課<br>施設管理課   | 平成 18 年 9 月 30 日<br>現在の資料による<br><br>平成 18 年 10 月 20 日から<br>平成 18 年 11 月 14 日まで |
| 議会事務局          |  | 平成 18 年 9 月 30 日<br>現在の資料による<br><br>平成 18 年 10 月 20 日から<br>平成 18 年 11 月 17 日まで |
| 農業委員会          |  | 平成 18 年 9 月 30 日<br>現在の資料による<br><br>平成 18 年 10 月 20 日から<br>平成 18 年 11 月 17 日まで |
| 教育部            | 総務課、教育研究所、学校<br>教育課、学校給食センター<br>少年育成センター   | 平成 18 年 9 月 30 日<br>現在の資料による<br><br>平成 18 年 10 月 30 日から<br>平成 18 年 11 月 21 日まで |
| 綾歌市民総<br>合センター | 総務課、市民生活課<br>業務課   | 平成 18 年 9 月 30 日<br>現在の資料による<br><br>平成 18 年 10 月 30 日から<br>平成 18 年 11 月 24 日まで |
| 飯山市民総<br>合センター | 総務課、市民生活課<br>業務課   | 平成 18 年 9 月 30 日<br>現在の資料による<br><br>平成 18 年 10 月 30 日から<br>平成 18 年 11 月 24 日まで |

## 第2 監査の方法

監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、対象部課等からそれぞれ関係資料の提出を求め、試査、照合及び関係職員の説明を聴取し、次の事項に重点をおいて実施した。

- (1) 財務に関する事務が法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 事務事業の執行が市民福祉の向上に寄与しているか。
- (3) 事務事業が計画的かつ効率的に執行され、期待された効果が認められるか。

## 第3 監査の結果

事務処理等は、おおむね適正に処理されていたが、一部において次のとおり改善、検討等を要する事項が見受けられた。

今後、事務の執行にあたっては指摘事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において指導した軽微な事項については記載を省略しているが、それらにも十分留意して事務の執行に努めていただきたい。

## 指摘事項

### 1 各課共通事項

- 返還金が生じた場合、その多くが支出負担行為を減額して歳出に戻入しているが、歳出への戻入は地方自治法施行令第159条の規定による歳出の誤払又は過渡しの場合であり、運営補助金など確定額として交付されたものの返還金については歳入で受け入れるべきであるので、統一した処理をすること。
- 支出命令は当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ支出することができないことから、前金払又は概算払で支払する場合は、契約書に「前金払」又は「概算払」による支払である旨を明記するとともに支出命令書の支出区分においても「前金払」又は「概算払」と記載すること。
- 地方自治法第167条の2第1項第3号を適用した随意契約において、契約規則第27条第2項に規定されている発注の見通し、契約前情報、契約後情報の公表の欠落が見受けられるので、規則に沿った事務手続きをすること。
- 委任状により見積権限を受任者に委任した場合には、委任者は見積を行う権限を失し、受任者の責任において見積することとなるので、見積書には代理人の記名押印を求めること。

## 2 各課個別事項

### 【生活環境部】

#### 市民課

- 火葬業務委託契約において、契約書に基づく仕様書では従事員は4名体制となっているが、4月から5月にかけて3名体制で業務を行っており、会計規則第44条に基づいた支出の内容が法令又は契約に違反する事実がないかどうかの確認をせずに減額支払を行っている。このような場合は、変更契約を締結し、変更した契約内容に基づいた支払をすること。

#### 環境課

- 青ノ山墓地公園等清掃管理業務委託において、変更契約で契約金額を増額しているが、増額部分を含めた支払いの時期及び支払額も変更して、契約内容に基づいた支払をすること。

### 【都市整備部】

#### 河川公園課

- 蓬萊海浜公園ほか除草等業務委託において、契約では4回の分割払いとなっているが、実際の支払いは3回の出来高払により支払っている。契約内容に基づく支払いとなるよう改めること。

### 【教育部】

#### 総務課、教育研究所、学校教育課

- パソコンの賃貸借契約について、平成17年度から平成22年度までの長期継続契約を締結しているが、当該契約条項中に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除する」旨の条件が付されていないので、明確に記載すること。
- 小学校等の警備委託について、前金払をしているが、前金払をしなければ事業に支障をきたす場合に前金払ができることとなっているので、安易に前金払をしないこと。
- 生徒指導資料収集作成委託について、目的外流用を防止するためにも委託の内容を明確にすること。
- 私学振興補助金について、補助目的を明確にし、補助目的に応じた実績報告書の提出を求めること。

### 【飯山市民総合センター】

#### 総務課

- 事務用機器のリース契約について、旧町時代の覚書により毎年の単年度契約を行っているが、債務負担行為の議決を得ていることから、リース期間に応じた契約を締結

すること。

#### 第4 意見

本市の運営の合理化等に資するため、次のとおり意見を付する。

##### 1 各課共通意見

- 業者が作成した契約書により契約する場合は、市側が不利な契約内容となっている事例が見受けられるので、丸亀市契約規則第29条で規定する契約書に記載すべき項目及びその記載する内容については、支払方法や裁判所管轄など公文例規程に照らし合わせ十分チェックしていただきたい。
- 支出負担行為は、施行決定決裁により決定された内容が法令又は予算に違反していないことの確認を行う重要な事務であり、支出負担行為決裁権者が副課長となっているものを課長権限に改めるとともに支出負担行為を収入役部門に事前協議を行うよう職務権限規程の見直しを行っていただきたい。
- 各施設の指定管理委託において、平成17年12月議会において債務負担行為の議決を経て契約を締結しているが、指定管理に伴う準備が必要であることから、債務負担行為の議決後速やかに契約を締結するようにしていただきたい。
- 単価契約においては、決裁権者が支出負担行為額を確認できるように単価、数量等の明細を支出負担行為決議書に記載するか又は別紙に記載して添付していただきたい。
- 契約等により毎月又は定期の支払額が確定している場合は、支出負担行為決議書の作成時に毎月又は定期の支払額を同決議書に全て記載しておくようにしていただきたい。
- 運営補助金について、市の被補助団体から他の団体に補助することの可否について検討していただきたい。
- 同一業務については、地域で纏めるとか部内の施設を纏めるなど委託する業務規模を拡大するか、又は長期契約することにより経費の削減を図ることについて検討していただきたい。

##### 2 各課個別意見

###### 【生活環境部】

###### 生活課

- 地区コミュニティ運営助成金について、事業内容を精査して必要な額を助成するよ

う改めていただきたい。

人権課

- 啓発用広報作成配布業務委託契約において、毎年残余金については返還しているようであるが、契約書に「残余金が生じた場合は返還する」旨の記載をしていただきたい。

【産業部】

農林水産課

- 補助金を交付している団体において、多額の繰越金を保有している団体が見受けられるので、返還若しくは予算執行時において減額交付することについて、検討していただきたい。

【都市整備部】

住宅課

- 市営住宅の使用料は民法の適用を受ける私法上の債権であり、債権者の時効の援用が無い場合は地方自治法第96条第1項第10号の規定により1件ごとに議会の議決を得るか、若しくは債権を放棄する旨の条例を制定するかなどにより債権の放棄について検討していただきたい。